

# イギリスにおける動態的国際秩序思考 (2・完)

——ブライアリとカー——

西 平 等

## 目 次

はじめに

1. ブライアリの国際法構想
2. 連盟体制末期における平和的変更論 (以上, 第67巻3号)
3. カーの国際秩序構想
  - (1) 国際法学から継承された国際法の限界論
  - (2) 平和的変更論
  - (3) リアリスト/ユートピアン, 革新派/保守派
  - (4) 労働法アナロジーとしての『危機の二十年』

結 論

## 3. カーの国際秩序構想

### (1) 国際法学から継承された国際法の限界論

カーの『危機の二十年』において、国際法の限界が鋭く指摘されている。しかし、その指摘は、国際法学に対して外部から向けられた独創的な批判というより、戦間期国際法学の内部において、動態的紛争の観点から行われてきた批判を繰り返すものである。

カーは、「一般的・抽象的原理」によって具体的問題を解決しようとする「合理主義」が国際領域に移植されたことが、連盟における根本的な問題だという批判を展開している<sup>1)</sup>。一般的・抽象的規範の適用によって国際問題を解

---

1) Edward Hallett Carr, *The Twenty Years' Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relation*, Macmillan, 1939, second edition in 1946, reprinted in Perennial, 2001, pp. 27-31; E. H. カー [原彬久訳]『危機の二十年』(岩波書店, 2011年) 70-76頁。

決しようとするのが国際法学であるという通俗の見解を前提にすれば、このようなカーの批判は、国際法のあり方全体に向けられたもののように見えるだろう。しかしそのような理解は明白に誤っている。そのことはカーの批判内容を詳しく見ればすぐわかる。

カーは、構成員の数が少ない国際社会においては個別的・具体的な事情が強く考慮されなければならないことを理由として、一般的・抽象的原理に基づく問題解決の限界を主張している。個別的な事情を度外視して一般原理を適用する「標準化」は、「多かれ少なかれ、すでに認められているタイプに合致する数百万の匿名の個人からなる共同体においては比較的容易」だが、「規模や勢力、政治的・経済的・文化的発展において大きく異なる六十の名の知れた国家に当てはめるなら、限りない紛糾を引き起こす」というのである<sup>2)</sup>。すでにみたように、これと全く同じ主張が、戦間期の代表的な国際法学者であるシントラーやブライアリによってすでに繰り返し行われていた<sup>3)</sup>。すなわち、カーは、国際法学における批判的主張を継承したに過ぎない。

同じことは、カーの国際裁判批判にも当てはまる。カーによれば、法は「政治社会の関数 a function of political society」<sup>4)</sup>とみなされる。つまり、法が、政治よりも倫理的に優れたものとして、上から政治的現実を規制するのではなく<sup>5)</sup>、特定の権力や利益を反映する政治的秩序と密接に関連しつつ、それを基盤として機能している、というのである<sup>6)</sup>。

2) *Ibid.*, p. 28. (邦訳71頁。)

3) 本稿「はじめに」(『関西大学法学論集』第67巻3号)参照。

4) *Ibid.*, p. 177. (邦訳339頁。)  
『危機の二十年』第10章4節の表題 Law as a Function of Political Society は、従来、「政治社会の機能としての法」と訳されてきた。これでは、あたかも「政治社会」が実体であり、「法」がその作用であるかのような印象を受ける。しかし、この節でカーが検討しているのは、政治社会と法との相関関係である。その関係は、例えば、「いかなる政治社会も法なしには存在しえず、法もまた政治社会のなかでなければ存在しえない」と表現される (p. 177; 邦訳340頁)。「機能」という訳は、このような相互連関を適切に示すものではない。むしろ、やや比喩的ではあるが、「関数」という訳を当てるべきだろう。

5) *Ibid.*, p. 170. (邦訳326頁。)

6) *Ibid.*, pp. 177-181. (邦訳339-345頁。)

「政治と法は、解き難く絡み合っている。……法は、政治と同様に、倫理 ethics と権力 power の出会う場なのである」<sup>7)</sup>。

「法は抽象的なものではない。法が依拠する政治的基盤や、法が奉仕する政治的利益を度外視して法を理解することはできない」<sup>8)</sup>。

逆に言えば、そのような基盤が共有されていないところでは、法は十全に機能し得ない。そこに法による紛争解決の限界がある<sup>9)</sup>ということになるのだが、このような議論もまた、国際法学において目新しいものではない。1870年代以来、同様の議論が繰り返されてきたことはすでにみたとおりである<sup>10)</sup>。

さらに、カーは、国際法の適用による紛争解決の限界を論じるに当たって、戦間期国際法学において盛んに論じられてきた問題枠組みを利用する。すなわち、紛争の裁判可能性 *justiciability* という問いである<sup>11)</sup>。国際裁判によって解決可能な（すなわち裁判可能な *justiciable*）紛争と、それが不可能な紛争との区別について、カーはシニカルな立場をとっているように見える。彼によれば、そのような区別の客観的な基準など存在しない<sup>12)</sup>。したがって、紛争が、国際裁判によって解決されるべきか否かの区別は、紛争当事国が現行法の適用に基づく解決を望んでいるか、現行法の変更による解決を望んでいるか、という主観的な態度の相違に求められることになる。

---

7) *Ibid.*, pp. 177-178. (邦訳341頁。)

8) *Ibid.*, p. 179. (邦訳343頁。)

9) 「……われわれは、国際紛争の裁判可能性という問題のなかに、以下のような事実についての別の表現を見出すことができる。つまり、法が政治社会の関数であること、政治社会の発展によって法の発展が左右されること、そして、政治社会が共有する政治的諸条件によって法が条件づけられていること、である」(*ibid.*, p. 199. (邦訳376頁))。

10) 西「連盟期の国際秩序構想におけるモーゲンソー政治的紛争論の意義（２）」『関西大学法学論集』第66巻1号）2.(2)参照。

11) 西「連盟期の国際秩序構想におけるモーゲンソー政治的紛争論の意義（１）」『関西大学法学論集』第65巻6号）1.(2)参照。

12) 「ある紛争が司法的な解決手続に『適しているかどうか』についての客観的な基準など存在しない」(*ibid.*, p. 195. (邦訳370頁))。

「現行の法的権利に基づく請求から生じる『法律的』紛争と、現行の法的権利の変更を求める請求から生じる『政治的』紛争の……完全に有効な区別が存在する。しかしながら、この区別は、紛争自体の性質ではなく、請求者がその救済を法的な手続に求めているか、政治的な手続に求めているか、という問いに依拠する」<sup>13)</sup>。

裁判によって解決されるべき紛争の識別基準に対するこのようなカーの懐疑的姿勢は、国際法学全体に対する批判と誤解されるかもしれない。しかし、すでにみたように、「法律的紛争」と「非法律的紛争（政治的紛争）」の区別についての当時の国際法学における通説は、紛争当事国の態度を基準とする主観的基準説であった<sup>14)</sup>。ここでも、カーは、国際法学を外から批判しているのではなく、国際法学の内部における議論を繰り返しているにすぎない。

カーによれば、国内紛争であれ国際紛争であれ、紛争当事者が、現行法の適用による解決を求める場合よりも、現行法の変更を求める場合のほうが、「より深刻で危険」である。「革命や戦争は、現行の法的権利に関する紛争よりもむしろ、それらの権利を変更する願望から生じる傾向にある」からだ<sup>15)</sup>。そうだとすれば、戦争につながる重大な国際紛争は、政治的紛争である場合が多く、国際裁判による解決に適さない、ということになる。そこから、カーは、法を変更する紛争解決の必要性へと議論をつないでゆく。

国家間の重大利益に関する紛争が、しばしば法の変更をめぐる紛争であり、したがって、裁判による解決に適さない、という議論が、カーの独創ではなく、むしろ戦間期の動態的紛争論における「定番」ともいべきものであることは、ここで繰り返すまでもない<sup>16)</sup>。ブライアリが1925年に記している次のような叙述を、カーの『危機の二十年』にそのまま移し換えたとしても、それほど違和感なく収まるだろう。

13) *Ibid.*, pp. 201-202. (邦訳381-382頁。)

14) 西「前掲論文」(注11) 1.(2)参照。

15) *Ibid.*, p. 202. (邦訳382頁。)

16) 西「前掲論文」(注10) 2.(2), 本稿 1.(1) (『関西大学法学論集』第67巻3号) 参照。

「国際法が、しばしば十全の根拠をもつ重大な国益を保護していないことから、合法性を度外視して政策が断行されることとなる。……諸国家の重要利益のほとんどは、とりわけ、その安全保障や経済生活に関わる利益は、この規制されていない国際関係領域に属する」。

「ある国家が、しばしばそうする正当な理由があって、その法的な権利ではないもの、その法的地位を変更することによってのみ得られると分かっているものを請求している場合、その請求に関する決定を法的決定に委ねるべきだと提案することは無駄である」<sup>17)</sup>。

以上にみてきたように、カーの国際法批判論・国際裁判限界論は、国際法学のなかで主張されてきた批判的学説を継承したものであって、戦間期の国際法学を批判・否定するものでは決してない。

## (2) 平和的変更論

カーの『危機の二十年』では、制裁・戦争違法化・国際裁判など、連盟期に提唱された平和構想が逐一、批判・否定されているのだが、ひとつだけ、明確に肯定されている平和構想がある。すなわち、平和的変更論である。『危機の二十年』の叙述は、さまざまなユートピア主義的平和構想を批判し尽したのち、最後に、平和的変更論に望みをかける、という構造になっている。

カーによれば、現状を維持しようとする勢力と現状を変更しようとする勢力との厳しい政治的対立を平和的に解決する手段としては、法を適用する裁判ではなく、法の変更を伴う手続が有望である。国内においてさえ、「持てる者」（現状維持勢力）と「持たざる者」（現状変更勢力）のあいだの厳しい集団的対立である労使紛争については、現行労働契約上の権利・義務に準拠する裁判によってではなく、むしろ、それらの権利・義務の変更を伴う手続（労働協約の制度化や労使紛争の調停）を通じて解決が図られてきた。そのような労使紛争

---

17) J.L. Brierly, "The Judicial settlement of international disputes", *The Basis of Obligation in International Law and Other Papers*, Clarendon Press, 1958, p. 103 [初出：1925].

解決の仕組みをカーは高く評価する。

「多くの国では、ストライキという武器に頼る最終的な権利は放棄されなかったとはいえ、そのような仕組みが長年にわたって機能し、目覚ましい成功を収めてきた」。

そして、その仕組みを国際社会に準用することを提案する。

「もし、これを国際関係に類推適用しうるなら、つぎのように期待してもよいだろう。すなわち、ひとたび不満足勢力が平和的交渉（実力行使の威嚇がまず間違いなく先行するのだが）によってその不満を救済する可能性に気づくなら、何らかのかたちで『平和的変更』の正規の手続が徐々に打ち立てられ、それが不満足国家の信頼を勝ち取るだろう。そして、ひとたび、そのような仕組みが承認されるなら、調停が当然のことと考えられるようになり、実力の威嚇は、形式的には決して放棄されないにしても、もっと後景に退くであろう」<sup>18)</sup>。

平和的変更を伴う国際紛争解決の仕組みを設立するという提案自体がなされるのは、『危機の二十年』の（結論を除く）実質的な最終章である13章に限られる。しかし、この著作の叙述全体において、平和的変更論に対する否定的見解の根拠を論破することが試みられている点には留意が必要である。例えば、上記のマニング編『平和的変更』（1937年）をみると、そこでは、平和的変更論に対して、ふたつの類型の否定的見解が述べられている。それらをここでは〈自由貿易による平和〉論と〈司法による平和〉論と呼ぶことにする。『危機の二十年』は、その前半において〈自由貿易による平和〉論を否定したのち、後半において〈司法による平和〉論を否定し、最後に、平和的変更論を提示している。その意味において、書物全体として、平和的変更の弁証論という性格を持つ。

〈自由貿易による平和〉論とは、植民地獲得や自足的経済圏の確立をめぐる争いを、自由貿易体制の構築によって経済的に無意味なものとし、それによ

---

18) Carr, *op. cit.* n. 1, p. 214. (邦訳404-405頁。)

て平和を達成しようという思想である。平和的変更論の素材として論じられた主要テーマの一つは、領域の再配分、すなわち、植民地をわずかしか持たない勢力と広大な植民地を保有する勢力との間の支配領域の再調整であった。自由貿易論の観点からすれば、このような問題設定そのものが間違っている。貿易に対する障壁が撤廃され、商品が自由に流通するようになれば、いかなる国の植民地であっても、あらゆる国の企業が同じ条件で商品を売ることができるようになり、また、いかなる国の植民地の資源であっても、あらゆる国の産業が同じ条件で買い付けることができるようになる。そうなったとき、植民地を政治的に支配していることは、行政費用の支出を強いる負担にすぎず、なんら経済的利益ではない。そうだとすれば、植民地を獲得する経済的動機はなくなるだろう。すなわち、植民地をめぐる対立を解決するための、経済学的に正しい方法は、植民地の再配分ではなく、自由貿易の実現だということになる。

上記『平和的変更』において「領域主権の経済学」について検討した経済学者ロビンズ L. C. Robbins は、典型的な〈自由貿易による平和〉論の立場をとる。ロビンズによれば、資源の獲得や投資先の確保のために広大な領域を国家が保有すべきであるという議論は、謬見に過ぎない。価格と品質が同じ商品であるなら、他国から輸入しようが、国内の他地域から調達しようが、産業にとっては同じことである（「他の国 country からの買い付けは、他の郡 county からの買い付けとなんら変わらない」）。また、契約の遵守が強制され、最低限の安全が維持されている地域であるなら、それが外国領域であるか、自国領域であるかは、投資家にとって重要ではない<sup>19)</sup>。したがって、自由貿易を前提とするかぎり、広大な植民地を領有することの経済的利点は乏しい。たしかに、共通の法制度や共通の言語が使用されるということの利点があるかもしれない。しかし、広大な植民地を領有することによって生じる莫大な統治費用によって、その利益は容易に相殺されてしまうだろう<sup>20)</sup>。

19) L. C. Robbins, "The economics of territorial sovereignty", C. A. W. Manning ed., *Peaceful Change: An International Problem*, Macmillan, 1937, pp. 45-46.

20) *Ibid.*, p. 48.

とはいうものの、差別的な貿易制限が行われるという前提をとるなら、広大な植民地の領有には経済的な意味があるということは、ロビンズも認めている。かりにイギリスが植民地をドイツに譲り渡したとして、ドイツがその植民地における外国貿易を厳しく制限するなら、イギリスの産業はその植民地との経済取引から排除され、大きな損失を被るだろう。すなわち、他国による排他的貿易制限を阻止するという点では、広大な植民地を保有しておく経済的な意味がある<sup>21)</sup>。

ドイツや日本の立場から考えるなら、他国の広大な支配領域において経済活動から自国民が排除されていることが問題なのであり、その根本的原因是、自国が植民地支配の分け前に十分にあずかっていないことではなく、他国の支配領域において差別的な制限が存在することである。したがって、自由貿易体制の確立によって問題が解消されるべきだということになる。

「もし『現状満足国家』が制限主義的慣行を行わないなら、そのとき、『現状不満足国家』の主張の経済的根拠は弱くなる。しかし、もし制限主義的慣行が一般的に行われるなら、不満国にも言い分があり、それに答えることは非常に難しい。問題の根本は、領域の不平等ではなく、差別が横行していることである」<sup>22)</sup>。

グレゴリー T. E. Gregory もまた、経済学の立場から、平和的変更論の実質的な論拠を否定している。例えば、〈過剰な人口を持つ国家はその移住先としての領域を獲得すべきである〉という議論に対しては、先進国の人口増加率が低いことや、低開発地域への大量の移住が現実的ではないことを根拠として反駁する<sup>23)</sup>。〈高度に産業化した国家はその製品輸出市場として植民地を得るべきである〉という議論については、植民地住民の購買力の過大評価を指摘する。統計からみて、仮にドイツにその旧植民地を返還したとしても、ドイツの輸出

---

21) *Ibid.*, pp. 54-55.

22) *Ibid.*, pp. 56-57.

23) *Ibid.*, pp. 65-70.



額が急激に伸びることはない、というのである<sup>24)</sup>。〈原材料の供給地として植民地を確保する必要がある〉という議論に対しては、通貨の問題を領域の問題に還元してはならない、と反論する。ドイツやイタリアが望むだけの原料を輸入できないのは、それに必要な支払い手段（通貨）を持たないからである。それゆえ、原材料供給地を自国の支配領域に組み込むことで、通貨の問題を解決しようという主張がなされる。しかし、ドイツからの輸入品を購入するためにドイツ・マルクを用いる必要があるなら、他国の植民地であってもマルクの受け取りを拒絶するはずはない。ドイツからの輸入に対する制限が、マルクの必要性を低下させ、その支払い手段としての価値を低下させる、ということが問題なのである。つまり、ここでも、真の問題は、領域的支配の有無や通貨の相違ではなく、むしろ、差別的な貿易制限にある<sup>25)</sup>。グレゴリーによれば、関税譲許と門戸開放という自由貿易政策こそが必要とされているのであって、経済的根拠の乏しい領域拡大要求に応じて平和的変更の検討に無駄な労力を費やすべきではない<sup>26)</sup>。

経済学的な考察によって平和的変更論を批判する〈自由貿易による平和〉論はそれなりの説得力を持つ。しかし、その前提には、自由貿易によってすべての国の大多数の国民が利益を享受するという前提がある。もし自由貿易体制の確立・維持によって、到底甘受できないような深刻な打撃を受ける国家があるとすれば、それらの国家が貿易を制限して自足的経済圏 Autarky の確立を目指すのは当然の行動であり、それゆえ、〈自由貿易による平和〉は、単なるユートピア主義的な絵空事ということになる。カーの批判は、まさにその点を突く。

『危機の二十年』の前半、とりわけ第2部（Part Two）において、「利益調和 harmony of interests」論が、誤った秩序思想として繰り返し批判されている。カーによれば、19世紀の自由放任主義の下で支配的であった利益調和論と

---

24) *Ibid.*, pp. 72-74.

25) *Ibid.*, pp. 75-76.

26) *Ibid.*, p. 77.

は、「個人は、自己自身の利益を追求することによって、共同体の利益を追求し、共同体の利益を増進することによって、自己自身の利益を増進する」という思想である<sup>27)</sup>。このような思想は、第一次世界大戦のころにはすでに時代遅れのもとなりつつあったのだが、主にアメリカ合衆国の影響の下で、第1次大戦後の国際関係に再び持ち込まれた、という<sup>28)</sup>。とりわけ、規制によって制限されない自由な経済取引を通じて各国の利益と世界全体の利益が調和的に実現すると主張する自由貿易論は、国際関係における利益調和論の典型である。そして、自由貿易論を信奉する経済専門家たちは、経済的ナショナリズムを推進する政治家を、自国にとっても世界全体にとっても不利益な政策をとる愚か者とみなす<sup>29)</sup>。

「経済専門家は、概して自由放任主義に支配されており、世界全体の経済利益が存在していると仮定したうえで、これが各個別国家の利益と一致しているという前提をとることで満足している」<sup>30)</sup>。

利益の衝突をあたかも存在しないものと仮想するユートピア主義的な秩序思想は、リアリスト的観点から批判される。その中心は、利益調和論に対するイデオロギー批判である。すなわち、利益調和論には、支配的集団に利益をもたらす現状を正当化し、擁護する機能がある、というのである。例えば、19世紀の自由放任政策を支えた利益調和論は、秩序の現状 *status quo* において大きな利益を得ている支配階級のイデオロギーであった。

「繁栄する特権的階級が利益調和論の仮定をとることは当然である。その階級の構成員は、共同体において支配的な発言力を持ち、それゆえ、当然に、共同体の利益を自らの利益と同一視する傾向がある。このような同一視により、支配的集団の利益を攻撃する人はみな、全共同体の共通利益を攻撃しているの

27) Carr, *op. cit.* n. 1, p. 42. (邦訳98頁。)

28) *Ibid.*, pp. 50-51. (邦訳111-113頁。)

29) *Ibid.*, pp. 54-55. (邦訳117-120頁。)

30) *Ibid.*, p. 55. (邦訳119頁。)

だという非難を浴びせられるのであり、しかもこうした攻撃をすれば、その攻撃者は、より高次の自分自身の利益を攻撃していると言われるのである。こうして利益調和説は、特権集団がその支配的地位を正当化し保持するために、彼ら自らが大真面目に援用する巧妙な道義装置として働く」<sup>31)</sup>。

国際関係に適用された利益調和論としての自由貿易論もまた、このような支配集団のイデオロギーとしての性格を持つ。例えば、世界貿易において圧倒的な優位性を誇っていた19世紀のイギリスでは、自由貿易こそがイギリスの利益であり、かつ、世界全体の利益であるという理解が支配的であった。そこでは、「保護貿易諸国は利己的に世界全体の繁栄を損なっているばかりか、愚かにも彼等自身の繁栄をも害している」という主張がなされていた、という<sup>32)</sup>。

戦間期においても、自由貿易論を根拠として、経済的ナショナリズムが批判された。現実には経済強国も、かつて、その産業発展過程において保護主義的な政策を採ったことがあるにもかかわらず、経済専門家たちは、自由貿易政策をすべての国家にとって望ましいものとみなし、「自足的経済圏を目指す傾向 autarkic tendencies」を批判した<sup>33)</sup>。カーは、このようなユートピア主義的観点からの批判が、じつは、経済大国の利益を表現するものであり、経済的に弱い立場にある国家の苦難を度外視していることを示すために、ユーゴスラヴィア外相マリコヴィッチの演説を引用している。

マリコヴィッチは、自由な経済取引に対する障壁をなくせば経済的均衡がひとりでに達成されるという自由貿易論に対し、経済的均衡が達成される過程において生じる「最も弱者の犠牲」が、政治的には甘受し得ない問題を生じさせると主張する。たしかに、自由貿易政策を正しく実行すれば、ユーゴスラヴィアの農業は国際競争力をもつことができるかもしれない。しかし、そのためにはユーゴスラヴィアに、農地の規模に比してわずかな人口しか持たないカナダやアルゼンチンと同じ条件を作り出す必要がある。「われわれはみずから

---

31) *Ibid.*, p. 80. (邦訳166頁。)

32) *Ibid.*, p. 81. (邦訳168-169頁。)

33) *Ibid.*, pp. 55-57. (邦訳121-123頁。)

の同胞を射殺して犠牲にすることはできない。けれども、彼等は飢餓のために死ぬだろう。そうなれば、結局、同じことだ<sup>34)</sup>。

カーは、マリンコヴィッチの演説内容に同調し、自由貿易体制の確立によって各国の利益を調和的に実現できるという主張を、小国の苦難を無視した経済強国のイデオロギーとして一蹴する。

「イギリスやアメリカが貿易障壁の撤廃に利益を有するからといって、それがユーゴスラヴィアやコロンビアの利益でもあると考えるのは謬見 fallacy である。国際貿易は弱体化するだろう。ヨーロッパあるいは世界の経済的利益は、全体として損傷を受けるだろう。しかし、ユーゴスラヴィアやコロンビアは、ヨーロッパないし世界が繁栄する一方で自国が衛星国の地位に貶められる体制の下にいた時よりも、裕福になるだろう<sup>35)</sup>。

貿易障壁の撤廃によって諸国間の利害衝突を取り除こうとする〈自由貿易による平和〉論は、こうして否定される。

次に〈司法による平和〉論を取り上げよう。マニング編『平和的変更』において「法的側面」の検討を担当したラウターパクト H. Lauterpacht は、法制度として平和的変更手続を導入することが非現実的であると強調している。法制度としての平和的変更手続とは、「影響を受ける国家の同意を必要とせずに、法の平和的変更を行う手続」と理解される。それはすなわち、国際立法である。国際立法は、「世界政府」を前提としてのみ、可能である、という<sup>36)</sup>。

戦間期の平和的変更論は、連盟理事会における政治的調停という構想に典型的にみられるように、しばしば、政治的圧力を通じて関係国の同意を調達することを念頭に置いているゆえ、このようなラウターパクトの議論が、即座に平和的変更論全体に対する批判となっているわけではない。しかし、国際紛争解決における国際裁判の役割を絶対視するラウターパクトの平和構想全体のなか

34) *Ibid.*, pp. 57-58. (邦訳123-125頁。)

35) *Ibid.*, pp. 59-60. (邦訳128頁。)

36) H. Lauterpacht, "The legal aspect", C. A. W. Manning ed., *Peaceful Change: An International Problem*, Macmillan, 1937, p. 158, p. 164.

に位置づけた場合、この消極的議論は、〈司法による平和〉論に基づく平和的変更論批判として理解される。ラウターバクトは、主要な法体系によって承認されている国内法の一般原則の類推 *analogy* などを駆使して、国際法を欠缺のない規範体系として構成し、その適用を通じてあらゆる国際紛争を解決する裁判手続を構築する、という構想を描いていた<sup>37)</sup>。このような包括的な国際司法の構想といえども、国際立法構想ほどには野心的ではない。つまり、平和的変更論を非現実的な国際立法の一種とみなすことによって、ラウターバクトは、より現実的な対案である〈司法による平和〉の優位性を示そうとしたのである。

国際法規範の適用によってあらゆる重大な国際紛争を解決するという平和構想が、『危機の二十年』の後半、とりわけ第4部において徹底的に批判されているのはすでにみたとおりであるから、ここでは繰り返さない。ただ、カーの次のような言葉が、明白にラウターバクトへの当てこすりになっていることを指摘しておくにとどめる。

「国家共同体 *national community* において価値があると証明されてきた法規則や法制度が、類推によって、国際法に導入されるべきであるかどうか。それを決める根拠となりうるような法原則は存在しない。唯一正当な基準は、国際共同体 *international community* における政治的発展の現段階が、当該の規則や制度の導入を正当化するほどになっているかどうか、ということである」<sup>38)</sup>。

法を政治社会の関数 *function* として理解するカーからしてみれば、国際共同体における政治的条件を考慮することなく、国家法の原則や制度をそこに類推して、裁判による包括的紛争解決手続を作り出そうとするラウターバクトの平

---

37) ラウターバクトの国際秩序構想については、西平等「戦争概念の転換とは何か——20世紀の欧州国際法理論家たちの戦争と平和の法」『国際法外交雑誌』第104巻第4号（2006年）、74-78頁、および、西平等「実証主義者ラウターバクト——国際法学説における実証主義の意義の適切な理解のために」坂元茂樹編『国際立法の最前線』（有信堂、2009年）71-97頁を参照。

38) Carr, *op. cit.* n. 1, p. 199. (邦訳377頁。)

和構想は、現実を度外視したユートピア主義とみなされる。ただし、このようなカーの立場から批判されるのは、戦間期国際法学において決して主流とはいえないラウターパクトの裁判中心主義的紛争解決論だけであって、決して国際法学一般ではない。戦間期の国際法学において、動態的紛争論や法の平和的変更論などの裁判限界論が強い影響力を有しており、そのような考え方とカーは、むしろ親和的なのだということを、いま一度確認しておく。

以上に見てきたように、カーの『危機の二十年』において、法の平和的変更は、単に13章において直接に取り上げられているだけではなく、平和的変更論に対する批判論の根拠をあらかじめ否定しておくという形で、著作全体にわたって、間接的に弁証されているのである。

### (3) リアリスト／ユートピアン，革新派／保守派

自由貿易論を大国のイデオロギーとみなし、法を政治社会の関数 function とみなすカーの『危機の二十年』において、リアリスト／ユートピアンが、革新派／保守派のいずれと親和的であるかをここで確認しておこう。これは、国際政治学的思考のもつ政治的傾きを理解する上でも重要な作業である。

カーは、『危機の二十年』第2章で、ユートピアンとリアリストの対立に照応するものとして、知識人と官僚<sup>39)</sup>、および、左派と右派<sup>40)</sup>の対立を挙げる。そして「急進派 the radical は必然的にユートピアンであり、保守派はリアリストである」と断定している<sup>41)</sup>。このような叙述からは、リアリストが保守派に、ユートピアンが革新派に位置づけられるという印象を受けるだろう。そのような印象は、たしかに、〈理想主義的だが非現実的な革新的知識人〉という通俗的観念には即している。

しかし、このような通俗的な位置づけに固執したまま『危機の二十年』を読み進むなら、読者はひどい混乱に陥るだろう。すでに指摘されていることだ

39) *Ibid.*, pp. 13-19. (邦訳45-54頁。)

40) *Ibid.*, pp. 19-21. (邦訳54-57頁。)

41) *Ibid.*, p. 19. (邦訳54頁。)

が<sup>42)</sup>、『危機の20年』の第3章以下の叙述においては、ユートピアンとリアリストとは、それぞれ、革新派と保守派とに対応していない。むしろ、イデオロギー批判を重んじるカーの叙述において、ユートピアニズムが、status quo のイデオロギーとしての保守的機能を果たし、そのイデオロギー性を見破るリアリズムが、status quo を打ち砕く革新的性格を持つことが強調されている。

利益衝突という現実を度外視するユートピアニズムの代表的思想としての利益調和論は、「自分たちの利益と共同体全体の利益が一致するのだと主張して自らの優位を守ろうとする支配集団のイデオロギー」としての役割を果たす<sup>43)</sup>。そして、利益調和論の派生的表現としての自由貿易論<sup>44)</sup>や国際主義<sup>45)</sup>もまた、それを提唱する勢力の利益を擁護するものである。さらに、平和が世界共通の利益であるというユートピア的平和主義は、「status quo の維持を望む国家とその変更を望む国家との利益の根本的相違」を覆い隠す<sup>46)</sup>。ユートピア的な国際的連帯や世界統合の主張は、「統合された世界を統制するという期待を持ちうる支配的諸国家」から発せられる、という<sup>47)</sup>。

カーによれば、このようなユートピア的言説のイデオロギー性を暴くことこそが、リアリストの役割である。

「国際政治において一般的に援用される抽象的原則（と言われるもの）が持つ現実的基盤を暴くことが、ユートピアニズムに対するリアリズムの告発のうちで、もっとも容赦のない、もっとも説得的な部分である」<sup>48)</sup>。

---

42) Charles Jones, *E. H. Carr and International Relations*, Cambridge University Press, 1998, pp. 128-131.

43) Carr, *ibid.*, p. 44. (邦訳101頁。)

44) 本稿3.(2)参照。

45) 「国際主義の概念は、利益調和論が特殊な形をとったものである。したがって、同じ分析の下に置かれる。すなわち国際主義を、その提唱者たちの利益や政策とは独立した絶対的な基準であるみなすことは、利益調和論と同様に難しい」(Carr, *ibid.*, p. 85 (邦訳174頁))。

46) *Ibid.*, p. 53. (邦訳116頁。)

47) *Ibid.*, p. 86. (邦訳176頁。)

48) *Ibid.*, p. 87. (邦訳178頁。)

そして、自由貿易論や平和主義などの一般的・抽象的原則が、じつは支配的勢力の利益と政策に即したイデオロギーであることを見破るリアリストの思考の典型は、マルクスの影響の下に形づくられた知識社会学なのである<sup>49)</sup>。

このような抽象的な原則の現実的基盤を暴くという左派的イデオロギー批判が、カーにおいて、その国際法批判に直接につながっている。そもそも、カーも述べている通り、「法はなんらかの定まった倫理的規準を反映しているのではなく、特定の時代における特定の国家の支配集団の政策と利益を反映する」という思考を生み出したのは、マルクス主義である<sup>50)</sup>。この思考が国際法に向けられたとき、「それは誰の法なのか」と問うリアリストの思考、すなわち、「法が依拠する政治的基盤や、それが仕える政治的利益」を確かめようとする国際政治学的思考が必然的に現れる<sup>51)</sup>。

『危機の二十年』の第11章において、カーは、条約がその締約国の勢力関係を反映したものであり、status quo を維持しようとする勢力の道具としての性格を持つことを指摘した後、つぎのように言う。

「保守派がみずからを法と秩序の支持者と規定し、急進派を平和の攪乱者として、そして、法の敵として非難するのは、どこにおいてもまったくもって自然なことである」<sup>52)</sup>。

ここで、ユートピア的な抽象的原則に基づいて status quo の恒久化を図る者たちが「保守派」に属し、それら原則のイデオロギー的性格を見破って status quo の変革を要求するリアリストが「急進派」に属することは明らかであろう。このような対応関係は、『危機の二十年』第2章において示唆された対応関係と明らかにねじれている。カー自身が、この対応関係のねじれをどこまで意識していたかはよく分からない。しかし、カーを読む者は、それを意識しておくべきである。

49) *Ibid.*, p. 68. (邦訳143頁。)

50) *Ibid.*, p. 176. (邦訳338頁。)

51) *Ibid.*, p. 179. (邦訳343頁。)

52) *Ibid.*, p. 191. (邦訳363頁。)



(4) 労働法アナロジーとしての『危機の二十年』

国際法学の動態的紛争論において、集团的紛争の解決のために作り出された労働法の体系がしばしば参照されてきたことはすでに論じた<sup>53)</sup>。カー自身の平和的変更論（『危機の二十年』第13章）においても、すでにみたとおり、現状満足国と現状不満国との対立を和解させるために、労使紛争解決の仕組みが類比的に用いられるべきことが説かれている<sup>54)</sup>。『危機の二十年』を読み通せば、それ以外にも、労使関係と国際関係との類比がいたるところに見出される。

「資本と労働の関係と同様、国際関係においても自由放任主義は経済的強者の楽園である」（第4章）<sup>55)</sup>。

「……プロレタリアートによる階級闘争 class-war の威嚇は、『最小限の共通利益を絶えず強調することで階級間の利益衝突を隠ぺいしようとする特権階級の感傷的で不誠実な努力に対する、当然のシニカルな反応』である。それとまったく同じように、現状不満国の戦争挑発もまた、平和にこそ共通利益があるという満足国家の感傷的で不誠実な決まり文句に対する『当然のシニカルな反応』であった」（第5章）<sup>56)</sup>。

「同じ問題であっても、孤立した少数の個人が引き起こしたものと、強力によく組織された労働組合が引き起こしたものとでは、政治的事実としては同じではない。イギリスと日本との間に起こる問題と、イギリスとニカラグアとの間の問題とは、外形的に同じであったとしても、実際には全く異なっている」（第8章）<sup>57)</sup>。

「ある取引は、それが法に適えば、道義的なものとなるわけではない。生活

---

53) 西「前掲論文」（注10）2.(2)、西「連盟期の国際秩序構想におけるモーゲンソー政治的紛争論の意義（4・完）」（『関西大学法学論集』第66巻4号）5.(3)。

54) 本稿3.(2)。

55) Carr, *ibid.*, p. 60. (邦訳128-129頁。)

56) *Ibid.*, pp. 83-84. (邦訳172頁。)

57) *Ibid.*, p. 102. (邦訳205頁。)

に必要な賃金に満たない給料しか労働者に支払わないことは、その賃金が、労働者によって署名された契約によって取り決められ、法的に有効であるからといって、道義的であるわけではない。1871年のドイツによるフランス領土の併合と、1919年に連合国によるドイツ領域の併合は、道義的であったかもしれないし、そうでなかったかもしれない。しかし、敗戦国によって署名された条約によって規定されており、国際法上有効であるという事実によって、それらの併合が道義的なものとされるわけではない」(第10章)<sup>58)</sup>。

このような労使関係の類比が多用されるのは、偶然や気まぐれではない。なぜなら『危機の二十年』において示された国際秩序構想は、全体として労働法のアナロジー（類比）という構成をとっているからである。以下ではその点を説明する。

まず労働法の秩序構想をカーの叙述に即して再構成してみよう。自由主義が支配的であった19世紀イギリスにおいて、すなわち、カーが「自由放任の楽園 The paradise of laissez-faire」と呼ぶ社会において、個人の利益追求が全体の利益を増大させることが前提とされ、国家による規制や干渉をできる限り排して、自由な利益追求が個人に認められるべきだと考えられた<sup>59)</sup>。そのような秩序構想の下で、労働組合は、個人の自由な取引（雇用契約の締結）を阻害するものとして厳しく弾圧される<sup>60)</sup>。利益を追求する個人間の合意としての労働契約の誠実な遵守が労働者に求められたのである。そして、実力と威嚇によって労働条件の変更を勝ち取ろうとする争議行為は、「イギリスの製造業者の繁栄を害することで、イギリス全体の繁栄を害し、それゆえ、労働者自身の繁栄を害する」ものとして非難された<sup>61)</sup>。

しかし、利益の調和というユートピア的思考に支えられた自由放任政策の下

58) *Ibid.*, p. 179. (邦訳343頁。) 翻訳はこの箇所を二つの段落に分けているが、原文では分けられていない。

59) *Ibid.*, p. 43. (邦訳99頁。)

60) 大沼邦博「労働者の団結と『営業の自由』——初期団結禁止法の歴史的 성격に關連して」『関西大学法学論集』第38巻1号(1988年)98-111頁。

61) Carr, *ibid.*, p. 81. (邦訳167頁。)

で、現実には、労働者は従属的地位に立たされ、窮状に陥っていた<sup>62)</sup>。それゆえ、労働者階級は、やがて、自由放任政策を排して社会政策の確立を目指すようになる。そのような労働者の運動を理論的に支えたのが、権力的関係の表現として法を理解するリアリスト的・マルクス主義的見解である<sup>63)</sup>。自由放任主義に基づく諸法制が、19世紀における支配的階級の利益を表現するものに過ぎないとすれば、いまや十分な力を蓄えた労働者階級が、実力をもってその変更を要求することは十分に理のあることであろう。

組織的实力によって支えられた労働運動によって革命の危機が生じ、それを回避するために国家は、階級間の利害を調整する紛争解決手続を作り出さざるを得なくなった。それが労使間の集团的合意と労使紛争の調停手続を中心とする労働法の体系である。カーは、労使紛争解決手続を、現状維持勢力と現状変更勢力の対立と妥協の中で作り出されてきた平和的変更手続として理解している。

「19世紀後半および20世紀前半、大半の国家における『持たざる者』は、一連のストライキと交渉によって彼等の地位を着実に改善していった。また『持てる者』は、正義感によってであれ、あるいは拒絶した場合の革命への恐怖によってであれ、争点を実力のテストにかけるよりも、むしろ相手に譲歩した。このプロセスを踏むことによって、結局のところ、労使双方は紛争をいろいろな形の調停・仲裁に進んで委ねるようになり、こうして『平和的変更』の正規のシステムのようなものが作り出されたのである」<sup>64)</sup>。

このような労使関係に関する議論が、『危機の二十年』において、そのまま国際関係に当てはめられている。すなわち、利益調和論を中心とするユートピア的イデオロギーが支配する状況にはじまり、それに対するリアリスト的批判を経て、勢力関係の変動に伴う平和的変更の仕組を構築するに至る、という議論の構造が、国際秩序論にも見出されるのである。

62) *Ibid.*, pp. 80-81. (邦訳166-168頁。)

63) *Ibid.*, p. 176. (邦訳338頁。)

64) *Ibid.*, p. 214. (邦訳404頁。)

すでに述べたように、カーによれば、戦間期において、19世紀的な予定調和論が国際関係に適用され、ユートピア的国际秩序思想が影響力を持った。その代表例として自由貿易論や国際主義がある。それらの思想は、現行体制下における利害対立を隠べいし、その体制を存続させることに資する点において、支配的勢力の利益を擁護するイデオロギーとしての性格をもっていた<sup>65)</sup>。

リアリスト的思考は、19世紀の自由放任政策のイデオロギーを見破ったと同様に、戦間期の国際関係におけるイデオロギーを見破るという役割を果たす<sup>66)</sup>。自由貿易論・国際主義・平和主義など、国際政治において援用されるユートピア的な原則の現実的基盤を暴くことこそが、リアリスト的思考の最重要部分なのである<sup>67)</sup>。

このようなリアリストの批判は、国際法にも向けられる。現行の条約は、条約締結時の勢力関係を反映したものである。したがって、条約の遵守を絶対的に要求することは、その基盤となる勢力関係の永続化を図ることにほかならない<sup>68)</sup>。そうであるなら、現行条約体制下において不利な地位に立つ諸国家がやがて十分な力を蓄えた時、status quo を不満として、その改廃を求めることは当然である。

「力 power の要素は、あらゆる政治的な条約に内在する。そのような条約の内容は、締約国の強弱関係を何らかの程度において反映している。強い国家は、弱い国家との間で締結された条約の拘束性を維持し続けようとする。弱い国家は、力のあり方が変わり、みづからがその義務を拒絶または修正するほどに強くなったと感じるや否や、強い国家との間で締結した条約を破棄しようとする」<sup>69)</sup>。

65) 本稿3.(2)(3)参照。

66) *Ibid.*, p. 81. (邦訳168頁。)

67) *Ibid.*, p. 87. (邦訳178頁。)

68) 「国際法の法的有効性に固執するのは、そのことが、条約を強要されてきた弱国に対して支配的国家が優位性を維持するための武器となってきたからだ」(*ibid.*, p. 189 (邦訳361頁))。

69) *Ibid.*, p. 190. (邦訳362頁。)

そこから現状維持勢力と現状変更勢力の強度の対立が生じる。現行法体制の維持を求める旧勢力（「現状満足国」）と、その変更を求める新興勢力（「現状不満足国」）の対立は、現行法の適用によっては解決できない。むしろ、新興勢力は、法を実力で変更することを志向することがあり、それが戦争を引き起こしてきた。1914年以前の伝統的な国際法は、「現行国際秩序を変更する目的で戦争に訴えることを違法として非難していなかった」のである<sup>70)</sup>。

連盟体制において、現行法を変更する目的で戦争に訴えることは違法であるとカーは認識している<sup>71)</sup>。しかし、それが、連盟体制の欠陥でもある。戦争による法変更を禁止する一方で、平和的に法を変更する手段を準備していないからである。

「伝統的方法を違法として退け、しかもそれに代わる実効的な選択肢を用意しなかったことによって、現代国際法は、以前の国際法にも、またあらゆる文明国の国内法にもとうていみられないほどにまで、現行秩序の防御壁となってしまった」<sup>72)</sup>。

19世紀の国内法が、ストライキを禁止することによって労働運動を抑え込むことができなかつたように、単に実力行使を禁止するだけでは、十分に力を持った現状不満勢力を抑え込むことはできない。法の status quo の変更を求める労働運動が革命にいたることを回避するために、法的権利・義務関係の変更を伴う紛争解決の仕組みが導入されたのと同様に、国際関係において現状満足国と現状不満国との国際的対立が戦争に至ることを回避するためには、法の平和的変更手続が作り出される必要がある。

『「平和的変更」の問題とは、国内政治にあつては、革命を経ずに必要かつ望ましい変更をいかに実現するかということであり、国際政治においては、戦

---

70) *Ibid.*, p. 191. (邦訳364頁。)

71) 「status quo を変える目的で戦争に訴えることは、今日では通常、条約義務の違反を含み、それゆえ、国際法上違法である」(*ibid.*, (同上))。

72) *Ibid.*, (邦訳364-365頁。)

争を経ずにこうした変更をいかに実現するかということなのである」<sup>73)</sup>。

一言でいえば、労使間の階級対立に対して、契約の自由や法の支配という自由主義的なプロジェクトを推し進めるのではなく、むしろ法的権利・義務関係を変更しつつ集団間の和解を調達する解決手続を生み出した労働法制の経験を生かし、現状満足国と現状不満足国の国際的対立を、自由貿易や条約の神聖性という自由主義の原則によってではなく、政治的力に配慮した平和的変更手続によって解決すべきことをカーは説いたのである。

## 結 論

本稿では、ブライアリとカーという、戦間期イギリスを代表する国際秩序理論家の思想を検討した。それによって明らかになったのは、オックスフォード大学で国際法を担当していたブライアリの思想と、国際政治学の礎を築いたカーの思想の並行性・類似性である。両者ともに、法規範が有効に機能しうる政治的・社会的基盤を重視すべきことを主張していた。また、法の基盤をなす政治的・社会的諸関係の変動に応じて法もまた変動するという点も、両者とともに強調している。そして、法の *status quo* の変更をめぐる生じる政治的紛争については、国際裁判による解決が不可能であるという点についても一致している。それゆえ、両者ともに、政治的・社会的諸関係の変動に応じて法を変更する平和的手続の構築が必要だと考えている。さらには、そのような法の平和的変更の仕組みを構想するに当たって、国内における労使紛争解決手続を参照するという点でも、共通する。

このようなブライアリとカーの国際秩序構想は、孤立していたわけではない。ブライアリの国際法思想は、モーゲンソーを生み出したドイツ語圏の国際法学における動態的紛争論・国際裁判限界論と明白に共鳴している。また、カーやブライアリの国際秩序構想の中核をなす平和的変更論は、1930年代における流行思想でもあり、政治的实践においても、学的世界においても、多くの論者に

73) *Ibid.*, p. 209. (邦訳395頁。)

よって熱心に論じられたものである。

以上のような検討から得られる結論は明白である。すなわち、イギリスにおいても、国際政治学的思考は、国際法学における批判的思考を継承する形で形成された、ということである。戦間期ヨーロッパの国際法学においては、ウィルソンの理想主義が支配的であったわけでも、戦争違法化論が平和構想を主導していたわけでも、ユートピア的リーガリズムが蔓延していたわけでもない。むしろ、動態的紛争論に代表されるような、国際法規範の役割に関する批判的・懐疑的な見方が、国際法学の内部において有力に提唱されており、国際裁判の限界を前提とする平和構想が論じられていた。そして、そのような批判的な国際法理論を継承する形で、カーは、国際政治学的思考を形成したのである。